

第10回漢字小委員会における検討事項

1 前回検討した論点についての取扱い

(1) 前回の「本日の論点1」の内容（委員会了解事項）

「新常用漢字表（仮称）」の中に直接、固有名詞（主に人名・地名）用の漢字を取り込むことは、一般用の漢字と、固有名詞に用いられる漢字との性格の違いから難しい。

したがって、これまでどおり「新常用漢字表（仮称）」の「適用範囲」からは除外し、対象外とする。

→対象外とする理由をどのように整理するか

⇨前回の「阿辻委員からの提出意見」に示されている考え方を基本とする。

(2) 前回の「本日の論点2」の内容（最終的な確認は本日）

以下の①、②のうち、現実的な対応として①は難しいので、②の考え方でまとめていくべきである。②のa)と、b)についてはおおむね了解。

- ① 地名と人名を分けずに、固有名詞用の漢字表を「新常用漢字表（仮称）」とは別に作成する。
- 人名と地名を分けずに考えるということでもいいのか。
 - 漢字表ができればいいが、難しいのではないか（第8回の意見）。また、作成した場合、現行の人名用漢字表やJIS漢字表との関係をどう考えるのか。
 - ※人名用漢字表の位置付けが大きく変わってきている状況をどう考えるのか。
- ② 固有名詞用の漢字表を作成するのは困難であるので、固有名詞における漢字使用の基本的な考え方をまとめる。
- ⇨基本的な考え方は、新常用漢字表（仮称）の前文中や附則事項などで示す
 - 基本的な考え方をまとめる場合の観点
 - a) 新たに名前を付ける場合の参考にしてもらうということ
 - これまで明示されてこなかった国語的な視点からの参考情報（「名付けの考え方」や「使用漢字の問題（例えば、「腥）」など）
 - ⇨常識的な名前の推奨。熟字訓的な読みの扱い
 - ⇨固有名詞用の音訓を新常用漢字表の音訓欄に示すことは考えられないか
 - 歴史上由緒のある地名を尊重していくという考え方の明示
 - b) 「一般の漢字使用」と「個人の漢字使用」の場合の使用字体の問題
 - 教科書における「福沢諭吉・山県有朋」などの使用字体、新聞における「渡邊恒雄氏」などの使用字体、個人的な使用字体等の考え方
 - ⇨一般の漢字使用においては「1字種1字体」が基本であることを確認する。
 - 新地名を付ける場合の採用字体の考え方

2 新たに検討すべき本日の論点（「論点3」の2-②-3）

固有名詞専用の漢字であるという理由から、常用漢字表に入っていない漢字の扱い

- A：「岡」「奈」「阪」などの扱いは「論点3」で論じることとする。これについては、常用漢字表における「常用」とは何かという定義とかがかわる問題である。
- B：固有名詞専用字ということと、固有名詞にも用いられる漢字ということの、＜認定の妥当性＞をどのように確保するか。（例えば、「奈」と「瀉・辺」）
- C：人名用漢字表の位置付けが大きく変わってきている状況をどう考えるのか。（例えば、人名用漢字の「奈」を常用漢字として選定することをどう考えるのか。）